

わがまち特例一覧【土地・家屋】

令和8年4月1日現在

名称	根拠法令	取得期限	適用期間	特例率	具体的資産等
家庭的保育事業	地方税法第349条の3第27項	—	無期限	1/2	家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋
居宅訪問型保育事業	地方税法第349条の3第28項	—	無期限	1/2	居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋
事業所内保育事業	地方税法第349条の3第29項	—	無期限	1/2	事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が五人以下であるものに限る。）の用に供する家屋
特定事業所内保育施設	旧地方税法附則第15条第32項	—	5年間	1/2	平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者（最初に当該政府の補助を受けた者に限る）が企業主導型保育事業の用に供する土地・家屋で補助に係るもの（有料で借り受けた土地・家屋は対象外）
市民緑地	地方税法附則第15条第31項	平成29年6月15日～令和9年3月31日	3年間	2/3	都市緑地法に規定する認定計画に基づき設置した市民緑地の用に供する土地で、有料で借り受けた土地
一体型滞在快適性等向上施設	地方税法附則第15条第36項	令和6年4月1日～令和10年3月31日	5年間	1/2	滞在快適性等向上区域において、民間事業者などが市町村の取組と併せて交流・滞在空間を創出する事業により整備した土地・家屋
サービス付き高齢者向け賃貸住宅（※）	地方税法附則第15条の8第2項	平成27年4月1日～令和9年3月31日	5年間	2/3	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けている家屋であって、次のいずれにも該当するもの (1) 主要構造部が耐火構造又は準耐火構造であること (2) 国又は地方公共団体から建築費の補助金を受けていること (3) 戸数が10戸以上あること (4) 1区画の床面積が30平方メートル以上（共用部分を含む）であること

わがまち特例一覧【土地・家屋】

令和8年4月1日現在

名称	根拠法令	取得期限	適用期間	特例率	具体的資産等
大規模修繕マンション (※)	地方税法附則第15条 の9の3	令和5年4月1日～ 令和9年3月31日	1年間	1/3	市から長期修繕計画に係る助言または指導を受けて、長期修繕計画の作成を行った家屋であって、次のいずれにも該当するもの (1) 築20年以上を経過した10戸以上のマンションであること (2) 過去に大規模修繕工事を行っていること (3) 令和5年4月1日から令和9年3月31日までの間に、長寿命化工事（外壁塗装等公示、床防水工事及び屋根防水工事等）を一体的に行っていること (4) 修繕積立金が確保されていること (5) 専有部分で人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分に対する割合が2分の1以上であること

※は、都市計画税は対象となりません。